

一般職の職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第22号

一般職の職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

一般職の職員の住居手当支給規則（昭和45年函館市規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「第11条第2項第6号」を「第11条第2項第5号」に、「条例第12条第1項」を「一般職の職員の扶養手当支給規則（令和7年函館市規則第21号）第3条第1項」に改める。

第3条中「としての」を「たる」に、「こととなつた」を「に至つた」に改め、「別記様式の住居届に」を削り、「添付して、」の後ろに「別記様式の住居届により、その居住の実情を」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第4条の見出しを「（確認および決定）」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、「確認し」の後ろに「、その者が条例第12条の2第1項の職員たる要件を具備するときは」を加え、「若しくは」を「または」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第2項に規定する場合においても、同様とする。

第5条中「第3条」を「第3条第1項」に、「あわせ」を「併せ」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「又は」を「または」に改める。

第6条第1項中「第12条の2第1項各号」を「第12条の2第1項」に、「としての」を「たる」に、「具備することとなつた」を「具備するに至つた」に、「その要件を欠くこととなつた日」を「同項に規定す

る要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）」に、「第3条」を「第3条第1項」に改める。

第7条中「第12条の2第1項各号」を「第12条の2第1項」に、「としての」を「たる」に改める。

別記様式中

<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 扶養親族	続柄（ ）	共同名義人が	続柄（ ） 氏名（ ）
			<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる	

を

<input type="checkbox"/> 本人	共同名義人が	続柄（ ） 氏名（ ）	
<input type="checkbox"/> 扶養親族			<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる
<input type="checkbox"/> 配偶者（条例第23条第2項に規定する配偶者に限る。）			

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。